平成２５年（フ）第７３号
福岡県宮若市宮田3871番地
債務者　迫　　正剛
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第７４号
福岡県宮若市宮田3871番地
債務者　迫　さゆり
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１５５号
福井県坂井市坂井町長畑第７号１番地８
債務者　髙田翔一郎
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
福井市江守中１丁目1011番地、住民票上の住所福井市江端町第18号51番地５
債務者　伊藤　正樹
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井花　正伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
福井市篠尾町第96号２番地９
債務者　本塚建築こと　本塚　芳雄
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７３号
大阪府高槻市別所中の町10番５号
債務者　ミートショップかずみこと山小屋こと　深海　末和
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９４号
大阪市住之江区住之江１丁目１番21号　メゾン住之江506号、事業所所在地大阪市住之江区中加賀屋３―13―21
債務者　まちの自転車店リコ中加賀屋店こと　中村　保廣
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６９号
京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町150番地　サムティ有隣カマラード907号
債務者　本　　尚治
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目588番地　グランテラス水元公園306号
債務者　みや亭こと　北野　美也
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村信太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目27番地
債務者　宇久　眞隆
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊志嶺公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７００号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江５番地13
債務者　青谷　　清
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
宮崎市神宮東２丁目11番41号　メゾンシエナ301号
債務者　大山眞由美
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４号
秋田県横手市横手町字上真山46番地５
債務者　柴田　和志
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１０６号
富山市館出町２丁目３番５―402号　アベニューハイツＴＯＡ、前住所富山市西町８番２号　ゴソービル301号
債務者　タイ料理ラーシャこと　山本　数義
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
長野県岡谷市長地権現町２丁目６番50号
債務者　岩﨑　健二
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早出　由男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２５８号
岐阜市加納西丸町１丁目40番地２　ハイツ吉田１Ｃ、前住所岐阜市八ツ寺町１丁目４番地　シェラトンヤツデラ５Ｆ
債務者　千草こと　牧野ゆき子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４０号
宮城県石巻市門脇字二番谷地13番地641
債務者　佐藤　庄吾
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係